

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付要綱

令和4年11月10日

(交付の目的)

第1条 大槌商工会町は、大地槌町より委託を受け新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少及び物価・エネルギー高騰による費用増加に直面している町内の商工事業者に対し、費用増加を緩和し継続的な事業を行えるよう、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象事業者及び補助金額)

第2条 交付対象事業者及び補助金額は、下記のとおりとする。

交付対象事業者：次の全てに該当する事業者とする。

- (1) 令和4年度岩手県実施の「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」の交付 決定事業者
- (2) 大槌町内に本店登記を行っている法人、または町内を納税地としている個人 事業主
- (3) 大槌町暴力団排除条例(平成27年大槌町条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

補助金額

- (1) 1者あたり2千円から最大50万円
- (2) 補助金の計算方法
県の「物価高騰対策支援金（原材料等支援金）」で算出した物価上昇額に対し、補助率35%になるよう県支給額に上乗せして補助金を交付する。

$$\textcircled{1} (\text{物価上昇額} \times 35\%) - \textcircled{2} \text{県支給額} = \textcircled{3} \text{町補助額}$$

*①は千円未満切捨て

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を大槌商工会長（以下会長という）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 会長は、前条に規定する申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、町の確認を経た上で補助金の交付決定をするものとする。

2 会長は、前項の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 交付決定後に交付要件を満たしていない事由が発生した場合には、決定を取り消し、補助金入金後であれば当該補助金を即時返金することを命ずる。

(2) 申請者は、申請書類の控を作成し、申請から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第5条 会長は、前条第2項の(1)の規定により取消しを決定したときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額)に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を商工会に納付しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

大槌町長 様

【申請者】

郵便番号： _____

住 所： _____

事業者名： _____

代表者役職： _____

代表者名： _____

⑨ _____

電話番号： _____

担当者氏名： _____

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を 申請します。

1 申請額（請求額）

金 _____ 円

※別紙「申請額計算書（様式第2号）」にて算出すること

2 受取口座記入欄

金融機関名	支店名	分類	口座番号					
		1. 普通 2. 当座						
(フリガナ)								
口座名義								

4 添付書類

- (1) 岩手県が実施した「物価高騰対策支援金」の支給決定通知書の写し
- (2) 「物価高騰対策支援金」申請時の「申請書兼請求書（様式第2-1若しくは2-2号）」及び「原材料等支援金支給額計算表（様式第5号）」の写し
- (3) 預金通帳の写し
- (4) 大槌町原油価格・物価高騰対策補助金申請額計算書（様式第2号）

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金申請額計算書

計算書上の注意点

- 1 (A) : 影響額：県支援金申請書、様式5 支給額計算書の項目2「3ヶ月価格上昇額の合計(H)」の金額
- 2 (B) : 県支援金：交付決定金額（原材料等支援金支給額のみ、家賃等支援金は対象外）
- 3 町補助金の上限は500,000円です。計算書の町補助金申請額(D-B)が500,000円を超えた場合の申請額は「500,000円」となります。

影響額 (A)	県支援金 (B)	県支援金 補助率(参考) (C)	影響額の35% (千円未満切捨て) (D)	町補助金申請額 (D-B)
			0	0

様式第3号（第4条関係）

令和 年 月 日

様

大槌商工会長



大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、原油価格・物価高騰対策補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の額

金 円

2 事業内容

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付申請書のとおりとする。

3 補助金の交付条件

大槌町原油価格・物価高騰対策補助金交付要綱第4条第2項のとおりとする。